週休２日工事の改定概要【令和８年４月改定】

	受注者希望型 （現行）
適用時期	令和７年４月～令和８年３月起工
対象工事	原則すべての建設工事。 ただし、下記工事は対象外とすることができる。 ・災害復旧工事のうち緊急対応を要する工事（応急工事等） ・現場での実作業期間が４週間未満の工事 ・対象工事に適さない工事
実施内容	月単位または通期の４週８休以上 （港湾・漁港は月単位のみ） （農業土木は通期のみ）
補正係数	・月単位の４週８休以上：労務費×1.04 ・通期での４週８休以上：労務費×1.02
実施方法	・週休２日実施の有無及び実施パターン（月単位または通期の４週８休以上）を着手前に協議・宣言したうえで実施。 ・月単位の４週８休実施を宣言し、達成できた場合は補正経費を通期から月単位に変更する。 ・月単位の４週８休実施を宣言せずに月単位の４週８休を達成しても、補正経費の変更は行わない。 ・受注者の責によらず現場閉所が出来ない期間が発生した場合は、受発注者間で協議の上、当該期間は週休２日対象期間から控除。
経費補正の計上方法	・当初は通期の４週８休以上の補正経費を計上して発注。（港湾・漁港は月単位の補正のみであるため当初は未計上） ・月単位の４週８休実施を宣言し達成した場合は月単位の４週８休以上に経費補正を変更。（農業土木は変更なし） ・通期の４週８休未達成時は経費補正を減額。（港湾・漁港は当初どおり経費補正なし）
計画・実績報告方法	・様式「休日（現場閉所・現場休息）取得計画・実績表」で報告する。

	受注者希望型 （改定）
適用時期	令和８年４月以降起工
対象工事	原則すべての建設工事。 ただし、下記工事は対象外とすることができる。 ・随意契約による工事 ・災害復旧工事のうち緊急対応を要する工事（応急工事等） ・対象工事に適さない工事
実施内容	完全週休２日（土日）または月単位の週休２日 （港湾・漁港は月単位のみ）
補正係数	・完全週休２日（土日）：労務×1.02・共仮×1.02・現管×1.03 ・月単位の週休２日以上：労務×1.02・共仮×1.01・現管×1.02 ・通期での４週８休補正は廃止　※補正係数は土木工事の場合
実施方法	・週休２日実施の有無及び実施パターン（完全週休２日（土日）または月単位の週休２日以上）を着手前に協議・宣言したうえで実施。 ・完全週休２日（土日）を宣言し、達成できた場合は補正経費を月単位の週休２日から完全週休２日（土日）に変更する。（港湾・漁港工事は当初どおり変更なし） ・完全週休２日（土日）を宣言せずに完全週休２日(土日)を達成しても、補正経費の変更は行わない。 ・受注者の責によらず現場閉所が出来ない期間が発生した場合は、受発注者間で協議の上、当該期間は週休２日対象期間から控除。
経費補正の計上方法	・当初は月単位の週休２日の補正経費を計上して発注。 ・月単位の週休２日の実施を宣言し、達成した場合は当初補正のまま。 ・月単位の週休２日未達成時、または週休２日の実施を選択しなかった場合は経費補正を減額。（経費補正なし）
計画・実績報告方法	・専用の様式ではなく、既存の計画・実施工程表に休日の計画及び実績を追記して報告する。